

専門学校富士リハビリテーション大学校 バス通学サポート制度に関する内規

令和3年4月1日制定

(目的)

- 第1条 この内規は、専門学校富士リハビリテーション大学校（以下、「本校」とする）のバス通学のサポート制度に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 このサポート制度は、本校が富士駅からバスで通学する学生等に対し、富士急静岡バス株式会社が発行する持参人式定期券の購入費用の一部を補助することを目的とする。

(サポート制度の資格対象)

- 第2条 本校の在校生及び2021年度（令和3年度）以降に入学する学生、聴講生と本校の教職員を対象とする。（以下、「対象者」とする）

(サポート制度の内容)

- 第3条 本校は、富士急静岡バス株式会社（以下、「バス会社」とする）が発行する持参人式定期券（以下、「定期券」とする）を対象者の内、教職員を除く希望者に有償にて配布するものとする。
- 2 対象者は1年間有効の定期券代（年間26,400円（1ヵ月換算2,200円）（税込））を本校に納付し、本校はその残額を補助するものとする。
- 3 1年間有効の定期券代は、対象者の学年を問わず、一律同額（26,400円（税込））と定める。

(サポート制度の申請方法と申請時期)

- 第4条 対象者は、サポート制度を受けるために本校の定める申請書を年度末の2月1日より3月15日までに事務局に提出するものとする。
- 2 対象者は、年度の途中において定期券を購入する場合、1ヵ月分2,200円（税込）に3月31日までの残余の月数を乗じた額を納入する。
但し、購入時に定期券の準備枚数が既に超えている場合は、原則、購入できない。

(定期券の貸し借りと譲渡の禁止)

- 第5条 対象者同士の定期券の貸し借り及び譲渡は禁止するものとする。

(定期券の払い戻し)

- 第6条 対象者は、定期券の使用を中止する場合、定期券の払い戻しは認められないものとする。

(定期券の紛失)

- 第7条 対象者は、定期券を紛失した場合、すみやかに本校の事務局に申し出るものとする。

(退学者の取り扱い)

第8条 対象者は、退学した場合、退学日に定期券を本校に返却するものとする。

但し、本校は対象者に退学日以降の定期券代を返還する義務はないものとする。

(損害賠償)

第9条 バスの運行により生じた対象者の生命、身体または財産の損害は、バス会社が加入している一般自動車保険により、バス会社が対象者に対して賠償するものとする。

附則

この内規は、令和3年4月1日から適用する。